

姫路野球協会「運営事項に関する取り決め事項」現改比較

改正：令和7年1月19日

【一般野球】

改正条文「第20条第3項」「第22条」「第27条」を以下のとおり改正する。

条文	現行	改正
第20条	(3) 前項の終了回数で得点が等しい場合の勝敗は、A級、B級、C級選手権大会はタイブレーク方式、(無死一・二塁で継続打順とし、継続打順による一・二塁の走者がバッテリーの場合、ゲームのスピードアップのためにバッテリーを除いたその前の打順の選手が走者になる。ただし、バッテリーが打者になって出塁した場合は、そのまま走者として塁上に留まる。)とし、同点の場合は後の1回継続打順で行い勝敗がつかない場合は抽選とする。(タイブレーク方式は2イニングとする)	<b>第20条第3項の一部を改正する。</b> (3) 前項の終了回数で得点が等しい場合の勝敗は、A級、B級、C級選手権大会はタイブレーク方式、(無死…………)とし、「 <u>同点の場合は後の1回継続打順</u> 」を削除、(タイブレーク方式は <u>2イニングとする</u> )を削除し、(改正文) (3) 前項の終了回数で得点が等しい場合の勝敗は、……タイブレーク方式(……)とし、「 <u>1イニング</u> 」行う。に改める。
第22条	代表決定戦に限り、第二十条の規定にかかわらず、次に掲げる方法で勝敗を決する。 (1) 試合は7回、試合時間は100分以内(B級及びC級選手権は90分以内)とする。試合時間又は7回完了して同点の場合は時間に関係なく2回タイブレーク方式で行う。タイブレーク方式は(無死一・二塁で継続打順とし、継続打順による一・二塁の走者がバッテリーの場合、ゲームのスピードアップのためバッテリーを除いたその前の打順の選手が走者になる。但し、バッテリーが打者になって出塁した場合は、そのまま走者として塁上に留まる。)とし、同点の場合は抽選とする。	<b>第22条第1項の一部を改正する。</b> (1) 試合は7回、試合時間は100分以内(……)とする。試合時間又は、……関係なく、2回タイブレーク方式で行う。を削除し、(改正文) (1) 試合は7回、試合時間は100分以内(……)とする。試合時間又は、……関係なく、タイブレーク方式は、「 <u>1イニング</u> 」行う。に改める。
第27条	(規律) 次に掲げる行為に対しては、それぞれ各号に定める措置をする。 (1)～(4) 【参考】 健康増進法の一部改正する法律(平成30年法律第78号) 令和2年4月1日より全面施行、マナーからルールへ 施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備(灰皿等)を設置してはならない。 (喫煙をする際の配慮義務等)	<b>新たに「第5項」を追加する。</b> (1)～(4) (5) 試合会場は、公共施設を使用するため、施設内の「 <u>喫煙</u> 」は禁止とする。 <u>公共秩序を守らない場合は、それ相当のペナルティを科する。</u> を追記する。